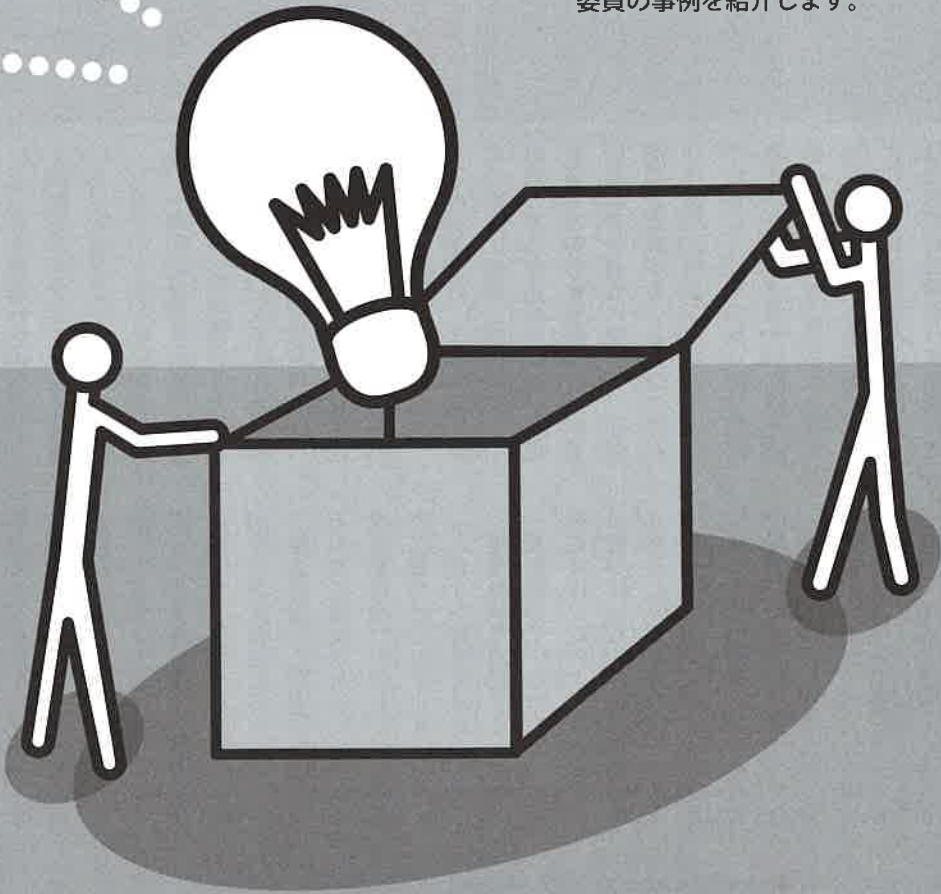


# スポーツ推進委員制度の再確認

## ～今求められる意識改革～

スポーツ基本法制定から5年、スポーツ推進委員には、新たに「連絡調整」という機能が期待され、地域スポーツ推進のコーディネーターとしての活躍が重視されることになりました。しかし、現状はどうでしょうか？活動の基盤となる「意識改革」は進んでいますか？本稿では「体指」から「推進委員」へと制度が変更された意味を再確認するとともに、意識改革に取り組む推進委員の事例を紹介します。



### 巻頭言

## 変わるスポーツ推進委員 理想的なスポーツ推進委員

福岡県スポーツ推進委員協議会  
会長 久本成美

平成29年3月、第2期スポーツ基本計画がスタートしました。

我々スポーツ推進委員が今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として、スポーツを「する」「みる」「させる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材の育成・場の充実に求められています。これらを実現するには、地域で活動する各スポーツ団体は、活用および連携・協力、さらに地域住民のスポーツ活動を日常的なものへと引き上げる、参加から「参画」への実践的な取り組みが必要です。

ほかに、我が国の医療費が42兆円を超える中、高齢者に対するスポーツ活動を通じた「健康長寿社会の実現」が課題となっており、スポーツによる医療費の抑制、健康増進、健康寿命の延伸への期待が高まっています。

さらに、スポーツを通じた共生社会

等の実現に向けて、障がい者スポーツを理解、実践できる指導者の養成が待たれています。しかし、スポーツ推進委員の障がい者スポーツ指導者資格の取得率は約0.8%。障がい者スポーツに関する協議会の研修（講座）は1都9県のみ（平成26年スポーツ推進委員の障がい者スポーツ資格取得者調査／（公社）全国スポーツ推進委員連合）となっています。このような現状で、障がい者スポーツを担うには、障がい者スポーツに関する知識や技術がないと言われても仕方ありません。

今後、障がい者スポーツ指導者養成講習会に参加するスポーツ推進委員が増え、スポーツ推進委員が各地で障がい者スポーツを推進させる「力」となり、障がい者のスポーツ実施率を向上させることを期待しています。

地域社会における課題を解決するに

は、地域スポーツのコーディネーターとしてのスポーツ推進委員の役割が重要になってくるものと思われれます。

それだけに従前より、一部で問題視されている、市町村からの「指示待ち」でしか行動できない・しないスポーツ推進委員の存在や地域住民と行政、総合型地域スポーツクラブ等の各団体との「連絡調整」が十分でない「機能不全」を一刻も早く解決していかなくてはなりません。これらは一人ひとりの推進委員が意識を変えてだけで、解決可能な課題であると考えています。

また、「指示待ち」ではなく、自ら能動的に行動し、地域のスポーツ課題を把握するとともに、積極的に連絡調整を図ることができるとともに、積極的な人材の登用・育成のためには、行政の委嘱の在り方も極めて重要になるのではないのでしょうか。



### PROFILE

ひさもと・なるみ／昭和20年生まれ。昭和50年推田町（現築上町）体育指導委員に任命。平成21年文部科学大臣表彰。平成28年福岡県スポーツ功労賞受賞。福岡県身体障がい者、知的障がい者スポーツ大会のフライングディスク競技の審判員として毎年、事業に参加。

# 連絡調整から連携・協働へ

神戸大学名誉教授 山口泰雄

## はじめに

スポーツ指導者の在り方が問われています。その理由は、スポーツ立国調査会(2018年)において、『運動部活動は、地域スポーツと一体化することが議論されているからです。この背景には、我が国の教員の労働時間が世界一長く(OECD、2013年)、これ以上、課外活動に対して教員の犠牲を強いることが困難な状況にあるからです。例外として部活動に熱心な教員は、兼業により、地域スポーツ指導者としての活動を認める方向に進んでいます。これに伴い、スポーツ推進委員の在り方も問われるようになります。本稿では、転換期にあるスポーツ推

進委員の在り方を、地域スポーツの現状とスポーツ基本法をベースにして考えてみたいと思います。

### ①地域の現状とスポーツ推進委員への期待

地域では、スポーツ少年団、地域体協、総合型クラブ、スポーツ推進委員、単一地域スポーツクラブなどがバラバラで活動しています。総合型クラブは指導者不足が課題で、市区町村の地域体協では、有資格指導者になっても活用がないミスマッチが生じています。ある年の秋の日曜日でした。兵庫県内の町内では、町民を対象にした町内マラソンが教育委員会主催で開催されました。ところが、同じ日曜日に、保健所主催の町民対象のウオ

表1 スポーツ基本法(2011年)

第二条 (基本理念)	3 スポーツは居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにし、全ての世代の人々の交流が促進され、地域間の交流基盤が形成されるよう推進されなければならない。
第七条 (連携及び協働)	国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら、協働するよう努めなければならない。

注) 第二条3は短縮した。

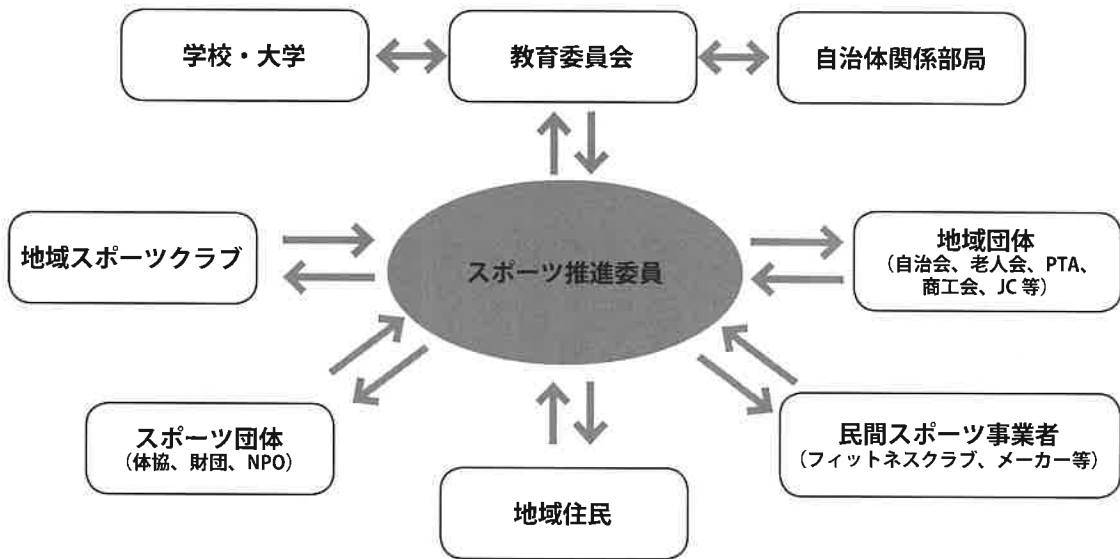


図1 スポーツ基本法(2011年)

②スポーツ推進委員による連携モデル  
 それでは地域において、どのような連携が考えられるでしょうか。図1は、スポーツ推進委員による多様な連携モデルを示しています。非常勤公務員であるスポーツ推進委員は、教育委員会から任命された地域住民に対するスポーツ事業(プログラム、情報提供、イベント等)の実施が主たる役割です。これからは、スポーツ事業を推進する上で、健康増進課や健康福祉課などの「自治体関係部局」、地域の「学校や大学」との情報交換が欠かせません。さらに、スポーツ事業の広報においては、自治会や老人会、PTA、商工会、JC(青年会議所)などの地域団体への情報提供が参加者の増加につながります。また、スポーツ事業間の日程調整のためには、地域スポーツクラブやスポーツ団体との情報交換が必要です。地域におけるさまざまな団体との連携強化には、「出合いの場」が必要です。筆者がアドバイザーを務め

ーキング教室が開かれ、どちらも参加者が伸びません。生涯スポーツの楽しさや健康づくりを求める住民が分散したからです。教育委員会と保健所が、縦割り行政によって日程調整という情報の共有ができていないことが原因です。スポーツ基本法では、スポーツ推進委員による「連絡調整」が求められています。これからは一歩進んだ多様な「連携・協働」が求められます。地域スポーツにおいては、多様なスポーツ関係者による「縦割り構造」による効果、効率、経済のムダが大きき課題でした。スポーツ基本法における特筆すべき特色である第七条の「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等の関係者は、基本理念の実現を図るために、連携・協働するよう努めること」が求められます(表1)。連携は、「複数団体が情報交換し、情報共有すること」であり、協働は、「複数団体が共に事業を行うこと」です。

理論編 **2**

# スポーツ推進委員の意識改革とその契機

筑波大学体育系教授 柳沢和雄

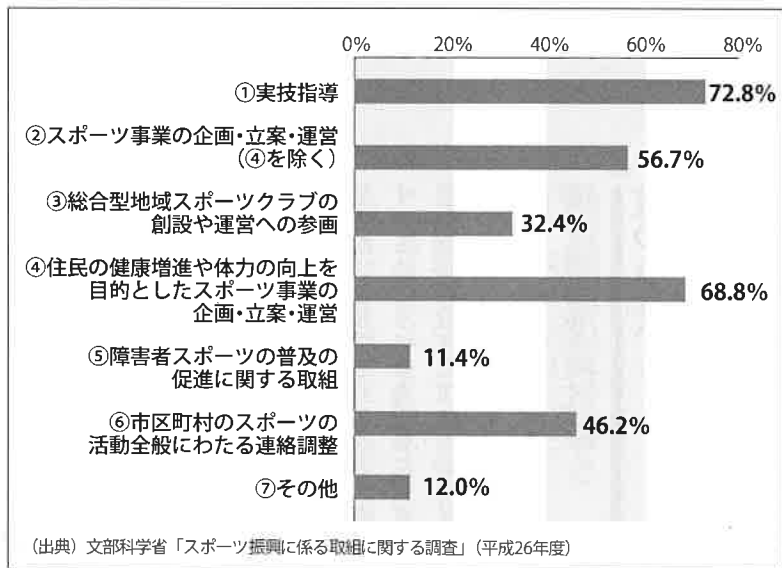


図1 スポーツ推進委員が行っている活動(行っていると回答した市町村の割合)

**はじめに**

スポーツ推進委員(旧・体育指導委員)制度は、戦後の地域スポーツ振興を担ってきた我が国独自の仕組みです。特に、日常生活の中で気軽に運動やスポーツ行いたい住民に対して軽スポーツやニュースポーツを提供し、健康で豊かな生活の実現に貢献してきました。しかし、地域の健康課題やスポーツ課題が変化しているにもかかわらず、推進委員の活動に変化が見られない地域も散見します。

本稿では、「変わらない」スポーツ推進委員について考えてみます。

**スポーツ推進委員への期待と実態**

スポーツ推進委員に対する期待は、時代によって変化してきました。古くは、推進委員は行政と住民を結びつける「パイプ役」とか、事業を企画する「プランナー」などと期待される役割が語られていました。平成元年の保健体育審議会答申では、「地域スポーツ推進者、コーディネーター」としての役割が期待されるようになっています。そしてコーディネーターとしての役割は、2011(平成23)年のスポーツ基本法によって、スポーツ推進のための事業に係る「連絡調整」役として位置づけられることになりました。しかし、コーディネーターや連絡調整という機能が実現されていないデータがあります。図1は推進委員が行っている活動を示したのですが、「実技指導」が72・8%と最も多く、「スポーツ活動全般にわたる連絡調整」は46・2%に留まっています。さらに、総合型地域スポーツクラブの創設や活動の充実のための中心的役割が推進委員に期待されていたものの(スポーツ振興基本計画2000年)、総合型クラブへの関わりは32・4%と低

表2 スポーツ推進委員による協働事業モデル

	モデル事業	協働団体
モデル1	スポーツクラブ対抗駅伝	地域スポーツクラブ スポーツ少年団
モデル2	ファミリー・スタンプラリー <sup>注1)</sup>	自治会、子供会、PTA
モデル3	シニア体力テスト	老人クラブ、高齢者大学
モデル4	障がい者スポーツ体験	障がい者スポーツ団体 特別支援学校、社会福祉協議会

注1) ストラックアウトやキッキングターゲットなどの体験型スポーツ

ている芦屋市の事例を紹介しましょう。スポーツ関係団体の縦割りによる情報共有が困難という背景から、2009年、『あしやスポーツフォールラム』が設立されました。同フォールラムは、NPO法人芦屋市体育協会、芦屋市レクリエーションスポーツ協会、芦屋市スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会の4団体が加盟しています。ここでは市民のスポーツ活動に協力し、生涯スポーツの普及・推進の意見交換を行っています。これまで、芦屋市のスポーツ推進シンポジウムや講演会、新年情報交換会などの「出会いと情報交換の場」が提供されています。

**③スポーツ推進委員による協働事業モデル**

表2は、スポーツ推進委員による協働事業モデルを示しています。モデル1は、「スポーツクラブ対抗駅伝」で、和歌山県の市町村対抗ジュニア駅伝が先行モデルです。モデル2は、「ファミリー・スタンプラリー」で、ストラックアウトやキ

参考 OECD(2013年)国際教員指導環境調査,スポーツ立国調査会(2018年),ポスト2019・2020を見据えた地域スポーツの在り方に関する緊急提言(骨子案)

ッキングターゲットなどの体験型スポーツで、夏祭りなどと連携すると参加者が集まります。モデル3は、「シニア体力テスト」、モデル4は、「障がい者スポーツ体験」で、パラスポーツなどが注目を集めるでしょう。

**おわりに**

これからの地域スポーツの推進には、連携・協働を進めるための多様な地域・スポーツ団体におけるキーパーソンとネットワークを広げることが重要です。さらに『スポーツPLUS』という発想が求められます。スポーツと音楽、ファッション、グルメ、文化、アニメなどの連携・協働が、スポーツが持つ力をさらに強めてくれるでしょう。

【参考文献】

文部科学省：スポーツ振興に係る取組に関する調査、平成26年  
(公社) 全国スポーツ推進委員連合：スポーツ推進委員ハンドブック、平成26年  
菊田道夫他：コミュニティ・イノベーション、NTT出版株式会社、平成15年

調です。このような実態から、スポーツ基本計画(2012年)では、実技指導や市区町村教育委員会が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務は概ね実施されているものの、総合型クラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般にわたるコーディネイト等の取り組みは十分でない指摘されることになりました。このように推進委員に対する社会的期待が変化してきているにもかかわらず、その活動の実態は体育指導委員時代と大きく変化していない様子も見取れます。

### 変わらない スポーツ推進委員の背景

どうして推進委員の事業や活動に変化が起こり難いのでしょうか。客観的なデータはありませんが、次のような背景が予想されます。

第一に、推進委員は市区町村の非常勤職員という法的位置づけになっていますが、経済的保障はありません。それ故、別途、生業を持ちながら活動しているため、多くの労力を推進委員の活動に割くことができない

いという制度的な制約があります。どうしても「片手間仕事」にならざるを得なく、新たな推進委員の取り組みにまで手が回らないこともあるでしょう。

次に、このような推進委員に共通する背景はあるものの、新たな活動に挑戦しようとする推進委員と「変わらない」推進委員がいます。「変わらない」推進委員をみると、「行政から委嘱されたからやってあげている」という恩着せがましい意識、「行政事業の手伝い」といった行政の下請け意識をもっている推進委員もいるようです。また、受動的に推進委員になられた方の中には、アマチュア意識を持たれている方も多いためです。このような意識をもたれた推進委員に、推進委員活動の新たな変革は期待できません。

また、地域スポーツや地域生活が抱える諸課題に関する情報不足というマネジメントに関する課題もあります。多くの推進委員は住民の豊かなスポーツ生活の実現を積極的に支援していますが、スポーツ事業の企画・運営、指導に関わる課題以外に

識の喚起、地域課題に「気づき」主体的に「変わる」組織への変革が重視されています。

このビジョンは、推進委員の意識改革およびイノベーション(変革)を促すものです。イノベーションとは、新しい価値を創り出していく活動を意味します。良い社会を創っていく、または維持するためには、常に新しい情報を取り入れ、イノベーションを起こし続けなければなりません。地域スポーツ推進をめぐっては、住民の健康課題やスポーツ環境問題、さらに生活課題はますます多様化、複雑化しています。これら住民が抱える地域課題に関する情報を収集し、推進委員全体でその危機感を共有化することがイノベーションの契機となるでしょう。例えば、総合型地域スポーツクラブ育成政策の背景には、スポーツ実施率の向上を目指したスポーツ環境の整備といった課題がありますが、地域づくりといった地域課題を解決する契機としての期待もあります。さらに、健康寿命の延伸や障がい者スポーツの推進などの課題解決には、高度な専門

目が届かないといったこともあるようです。すなわち、スポーツ事業に熱心なあまり、地域全体を俯瞰できなく、地域の生活課題やスポーツ課題に無自覚になってしまおうという問題です。推進委員の活動の変革には、目前でスポーツをしている住民だけではなく、運動やスポーツに接近できない住民の生活課題に関する情報の共有化が必要です。

スポーツ基本計画(2012、2017年)等における推進委員の記述には、必ず推進委員の研修と資質向上の必要性が指摘されています。推進委員の選出に必要な資格はありませんし、推進委員制度の経緯や法的位置づけ、活動内容を理解しないまま委嘱されている推進委員も多いため、研修が重視されていることから研修が重視されているのでしよう。中には推進委員の初任者研修を行っていない自治体も多いようです。推進委員についての基礎的な理解がない状態では、推進委員はどのような取り組みをしたらよいかもわからず、新たな活動を模索するといった発想は出てきません。このような推進委員の選任、研修をめぐ

性が求められることも多く、推進委員だけでは対応できません。これら複雑化する地域課題を解決するためにも、推進委員の「連絡調整」という役割が重要になるのです。

推進委員が主体的に体育指導委員時代からのマンネリズムから脱却し、住民のスポーツや健康づくりをめぐめる需要を先取りし、関係団体と連絡調整することによって、地域スポーツにイノベーションを起こすことができます。

### 地域課題の再認識と イノベーション

全国スポーツ推進委員連合では、連合の公益法人化に向け将来ビジョンを提示しています。そこでは、推進委員が時代の変化に応じた職務を果たしていく資質と公益的な活動の充実のため、①広く国民のスポーツ振興と健康づくりに貢献する組織、②時代に応じて自己変革する組織、③推進委員自らが支える組織というビジョンです。このビジョンの中では、推進委員の資質向上と意識改革、地域のコーディネーターとしての意

### かすむ

スポーツ推進委員の存在意義が問われる時代になりました。スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に位置づけられた市区町村の非常勤職員であり、住民のスポーツ権を保障する責務があることを自覚し、自己研鑽に励んでいただきたいと思います。そのような「変わる」推進委員の意識改革と自己研鑽が、自己の資質向上だけでなく、やり甲斐や自己実現に繋がるはずです。地域スポーツに新しい価値を生み出す、「変わる」推進委員の活動が期待されます。